

南富良野町移住体験住宅 ご利用のしおり

令和7年3月

＜お問合せ先＞
北海道南富良野町役場企画課企画振興係
0167-52-2115

南富良野町移住体験住宅 ご利用のしおり

目 次

1 制度概要、申込方法	5 退去時
(1) 目的 ······ 1	(1) 施設の清掃 ······ 8
(2) 利用対象者 ······ 1	(2) 退去時間の連絡 ······ 8
(3) 利用可能期間 ······ 1	(3) 鍵の返却 ······ 8
(4) 貸付料 ······ 1	(4) 忘れ物について ······ 8
(5) 利用予約方法 ······ 1	
(6) 利用申請 ······ 2	
(7) 利用許可 ······ 2	
(8) その他 ······ 2	
(9) お問合せ先 ······ 2	
2 施設紹介	6 利用にあたっての留意事項
(1) 移住体験住宅 ······ 3	(1) 貸付料について ······ 9
(2) 設置備品一覧 ······ 5	(2) 遵守事項 ······ 9
(3) 寝具について ······ 5	(3) 駐車スペースについて ······ 9
3 利用当日の流れ	(4) 消耗品について ······ 9
(1) 利用契約の締結 ······ 6	(5) 禁止事項 ······ 9
(2) 貸付料の支払い ······ 6	
(3) 施設案内 ······ 6	
4 滞在期間中	7 南富良野町の紹介 ······ 11
(1) 滞在期間中の行動について ··· 7	
(2) 非常時の連絡先 ······ 7	
	8 参考資料
	• 南富良野町施策集
	• 南富良野町求人情報

1 制度概要・申込方法

(1) 目的

移住者が一定期間、南富良野町での生活を手軽に体験できる機会を提供するため、南富良野町移住体験住宅を用意し、町外からの移住を推進することにより人口の流入を促し、町の活性化を図ることを目的としています。

(2) 利用対象者

住宅の利用を希望する者は、次の全ての要件を満たす必要があります。

- ①利用の申込みをする者は、満18歳以上であって、かつ、利用者の代表者であること。
- ②現に町外に住所を有する移住希望者であること。
- ③町内に両親または親族がおり、里帰りや旅行による利用者でないこと
- ④南富良野町暴力団排除条例(平成24年条例第14号)第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員、又は、暴力団、暴力団員と密接な関係でないこと。

(3) 利用可能期間

原則として、1週間以上1年以内

※利用期間についてはご相談ください。

(4) 貸付料

料金種別	期間	金額	備考
貸付料	1か月	45,000円	1か月に満たない場合は月額金額を30で除した金額に利用日数を乗じた額とする。ただし、日割り額の合計に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
冬期加算料	1日当たり	600円	11月1日～4月30日まで

(5) 利用予約方法

利用希望の方は、電話、またはメールで南富良野町役場 企画課 企画振興係までお問合せください。

電話(平日8時30分～平日17時15分) 0167-52-2115

メールアドレス kikaku@town.minamifurano.hokkaido.jp

※メール文には必ず次の事項をお書きください。

- ①予約申込者（代表者）の氏名・年齢・職業
- ②利用人数と構成（例：父・母・子ども1人）
- ③住所・郵便番号
- ④電話番号
- ⑤メールアドレス
- ⑥利用希望期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
入退去は平日の9：00～15：00でお願いいたします。
- ⑦移住を検討している理由
- ⑧移住体験中に南富良野町でしたいこと。
- ⑨移住体験や移住について、知りたいことがあればお書きください。
 - ・他の予約状況などにより、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
 - ・利用の予約は、利用開始日の3ヵ月前からです。

（6）利用申請

予約受付終了後、町から「南富良野町移住体験住宅利用申込書」を送付しますので、利用する日の14日前までに町へご提出ください。

（7）利用許可

提出された利用申込書の内容を町が審査し、利用を承認すると認めた際は「南富良野町移住体験住宅利用決定書」を申請者へ送付します。

（8）その他

お問合せ先

〒079-2402 北海道空知郡南富良野町字幾寅867番地

南富良野町役場 企画課 企画振興係

電話 0167-52-2115

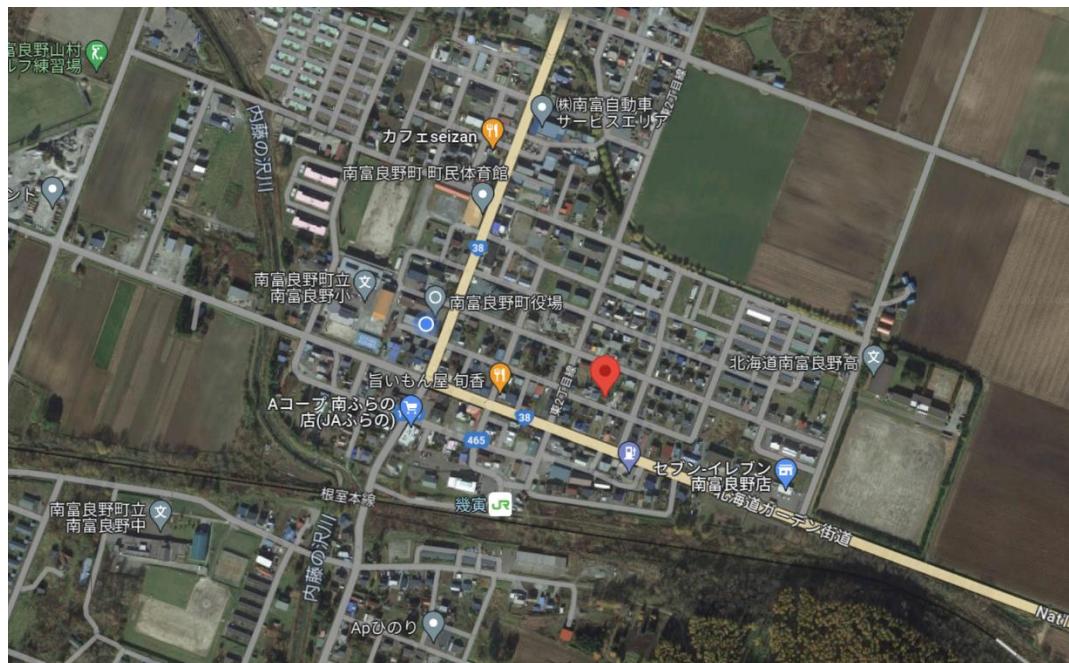
FAX 0167-52-2922

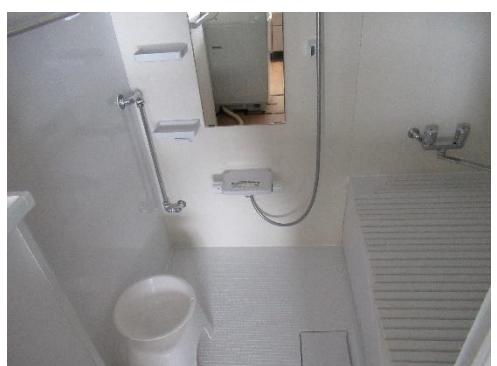
メール kikaku@town.minamifurano.hokkaido.jp

施設紹介

(1) 移住体験住宅A・B（2戸あります）

住所	北海道空知郡南富良野町字幾寅787番地1		
建築年	昭和56年	間取り	3LK
面積	63.71 m ²	説明	徒歩5分圏内にコンビニ、10分圏内に食料品店や道の駅があります。
設備	暖房、ガスコンロ、バス、トイレ別、給湯（灯油）、ウォシュレット、光回線、		





(2) 設置備品一覧

移住体験住宅には必要最低限の備品を設置しています。下記のリストは主な物を掲載しておりますので参考としてください。なお、トイレットペーパー等の消耗品や洗面用具類は、利用者のみなさまでご用意してください。

種別	備品種別	備考	種別	備品種別	備考
家電	テレビ		キッチン	ガスコンロ	
	冷蔵庫			調理器具一式※	
	洗濯機			食器・コップ等※	
	電子レンジ		風呂	風呂用イス	
	炊飯器			風呂用桶	
	トースター				
	電気ケトル		トイレ	温水洗浄便座	
	ホットプレート				
	ストーブ		生活用品	室内用物干	
	掃除機				
家具	ソファ		ネットワー ク環境	光回線（無線L A N	
	センターテーブ ル				
	テレビ台				
	ベッド		掃除用品	キッチン・風呂・ トイレ一式	
	カーテン				

調理器具	フライパン（大・小）・鍋（ミルクパンのようなもの）・包丁・ まな板・おたま・へら
食器・コップ等	茶碗・お椀・箸・皿各種・スプーン・フォーク・グラスコップ・ マグカップ・栓抜き

(3) 寝具について

南富良野町の移住体験住宅には、寝具は設置していないことから、ご持参頂きますようお願いいたします。

町内で寝具を貸出している業者をご紹介いたしますので、希望される方はお問合せください。（別途料金がかかります。）

3 利用当日の流れ

（1）利用契約の締結

利用当日は、まず、役場で利用契約を締結いたします。利用の前日までに、おおよその到着時間についてご連絡ください。

※平日の午前9時から午後3時までの間に到着するようお願いします。

また、契約締結時に印鑑が必要となりますので、あらかじめご用意願います。

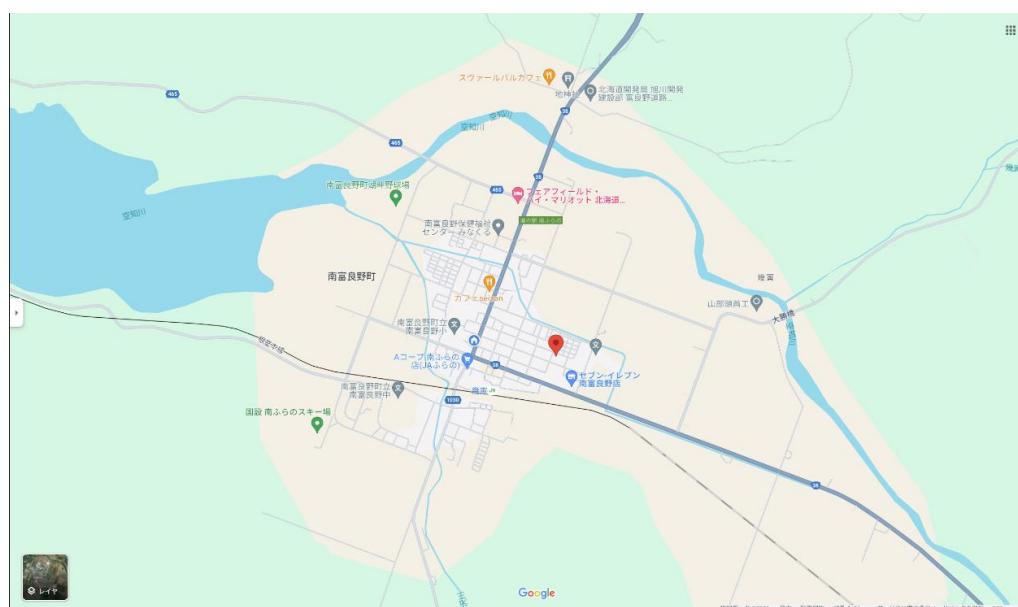
（2）利用料の支払い

利用料は原則として前払いです。契約締結時にお支払いいただき、領収書をお渡しします。なお、1ヶ月以上の期間利用される方については、月ごとに分割して支払うことができます。

貸付料は申込後に送付する利用決定書中に明示します。

（3）施設案内

役場の担当者が、利用される施設へご案内いたします。施設利用の際の留意事項、設置してある備品に関する説明等を行います。



4 滞在期間中

（1）滞在期間中の行動について

滞在中の行動について制限はありません。ただし、長期不在となる場合については事前にご連絡ください。

（2）非常時の連絡先

【平日8：30～17：15】

南富良野町役場企画課企画振興係に電話してください。

0167-52-2115

【休日（土・日・祝日）8：30～17：15】

南富良野町役場に電話してください。

日直者が電話に出ますので「移住体験住宅の利用者」であることを伝え、「用件、自分の連絡先（携帯）、担当者からの連絡が欲しい旨」を伝えてください。

日直者が担当者に連絡をしますので、折り返し、担当者から利用者へ連絡いたします。

【上記以外】

ご利用開始時にお伝えした担当者の携帯番号に連絡してください。

5 退去時

（1）施設の清掃

滞在期間中とともに、退去前は利用者による清掃をお願いしています。

次に利用される方が気持ちよく施設を使えるよう、ご配慮願います。

※キッチンや浴室の排水口は、必ず清掃してください。

（2）退去時間の連絡

退去時間については、退去日の2～3日前までにご連絡ください。

※平日の午前9時から午後3時までの間に退去してください。

退去時には、担当者が清掃状況の確認と、備品の確認を行います。

概ね15分程度かかるため、これらを踏まえてご連絡ください。

（3）鍵の返却

上記の確認作業が終わりましたら、鍵を返却いただきます。

（4）忘れ物について

万が一施設内に忘れ物をした場合、速やかにご連絡ください。宅配や処分等の対応について協議します。

こちらで発見した場合は、2週間保管いたします。

6 利用にあたっての留意事項

(1) 貸付料について

貸付料には、施設貸付料のほか、光熱水費（電気料、ガス代、上下水道料）、燃料代（灯油代）、通信費（インターネット回線使用料及びテレビ放送受信料）を含んでおります。ただし、飲食費や寝具、交通費、日常生活に係る消耗品等は利用者の負担になります。

貸付料は原則、前払いとなっていますが、1ヶ月を超える利用をされる場合は1ヶ月毎のお支払いも可能です。なお、利用者の責めに帰すべき理由により利用予定期間に退去することとなった場合、貸付料は原則返還いたしません。

ただし、天災やその他やむを得ない事由の場合は、利用していない日数分を返還するなど、対応いたします。

(2) 遵守事項

- ・申込書に記載した利用者以外の方は利用・居住しないでください。
- ・留守や就寝時には施錠をするなど、施設の管理をしていただきます。鍵を紛失した場合は、速やかにご連絡ください。
- ・火気の取扱いに十分注意するとともに、施設周辺の除雪を行い、周辺環境の整備をお願いいたします。
- ・施設内は禁煙となっております。喫煙により壁や天井など変色した場合は張り替え費用を請求する場合があります。
- ・冬期間は、水道凍結に十分注意してください。
- ・ごみは、町のルールに沿って適切に排出してください（利用開始時にごみの出し方についてお伝えいたします）。

(3) 駐車スペースについて

住宅前のスペースに駐車してください。

(4) 消耗品について

基本的に消耗品（トイレットペーパーやごみ袋、洗剤等）は利用者の負担により購入していただきます。

(5) 禁止事項（以下の行為はできません）

- ・物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- ・興行を行うこと。
- ・ペットを同伴すること。

- ・室内で喫煙すること
- ・展示会、その他これに類する催しを開催すること
- ・文書、図書、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること
- ・近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること
- ・住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- ・その他住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

7 南富良野町の紹介

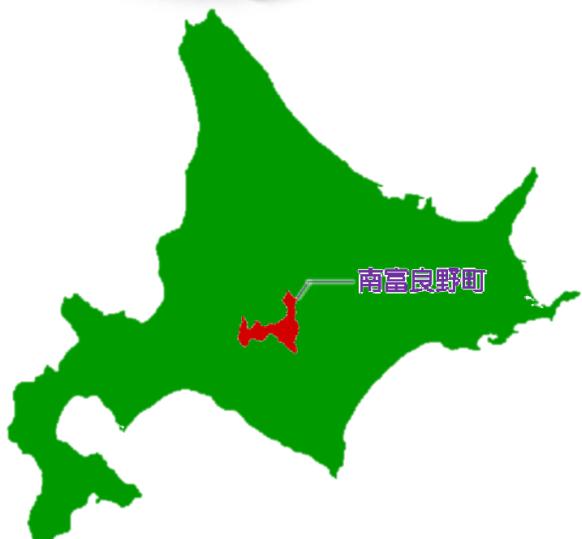
南富良野町は北海道のほぼ中央に位置し、面積は東京都23区とほぼ同じ665km²を有しその約8割が森林と湖からなる自然豊かな町です。

農業を基幹産業とし、人参やじゃがいもなどの野菜のほか、メロンやスイカなどの果物も数多く収穫しております。また、かなやま湖をはじめアウトドア観光としてのフィールドに恵まれた地域で、夏は空知川を利用したラフティングや湖でのカヌー、冬はカーリングやスノーシュー、湖上でのわかさぎ釣りなどのアクティビティを通年で楽しむことができ、それらのメニューを提供できる事業者も多く集積しております。

町の中心部には北海道で3番目に登録された道の駅があり、町の特産物の販売やレストラン、情報発信の拠点として多くの観光客が訪れております。



<アクセス>



新千歳空港～車で約2時間

JRで約2時間

旭川～車で2時間

近隣の富良野・トマム・サホロまでは1時間圏内